

執筆者：

E-mail [✉](#) [今泉 勇](#)

E-mail [✉](#) [ヴ・レ・バン](#)

E-mail [✉](#) [グエン・バン・チャン](#)

1. ベトナムをめぐる国境を越えた取引の増加に伴い、外国仲裁への注目が高まっている。2021年にシンガポール国際仲裁センター(SIAC)及びベトナム国際仲裁センター(VIAC)に申し立てられたベトナム当事者と外国当事者との間の紛争件数は、それぞれ55件¹及び49件²であった。国境を越えた取引を行う外国当事者は、発生する紛争を解決するために外国仲裁を選択する傾向がある。

外国仲裁は、中立性、手続の柔軟性、迅速性という点で、裁判所や国内仲裁よりも有利であることが示されている。さらに、仲裁の場合には、紛争が関係する分野において深い専門知識と経験を有する専門的仲裁人を選定することができることもメリットとしてあげられる。ただ問題は、外国仲裁が、実際に効率的な選択であるか否かである。例えば被申立人が(仲裁判断に基づく支払いの原資とされるべき)資産を消滅させることを防ぐ観点から、仲裁廷が命じた暫定措置をベトナムで執行することができるかが問題になる場合がある。

2. ベトナムの法令上、国内仲裁において仲裁廷が命じる暫定措置は、管轄裁判所により実施されるものと同様に、執行することができる³。当該暫定措置の実施のための手続は、民事裁判の執行に関する法律に準拠する。ただし、外国仲裁の暫定措置については、(当該暫定措置命令が暫定「仲裁判断」という法形式がとられるとしても、)その実施には法的根拠がない。

即ち、ベトナムは、外国仲裁判断の承認と執行に関する条約(以下「ニューヨーク条約」という⁴)に加盟しているが、ニューヨーク条約は、仲裁暫定措置について明示的に定めを置いていない⁵。実際、ニューヨーク条約は、「拘束力を有する仲裁判断⁷」の承認と執行に関して規定しているが、ベトナムの法令上は、当該文言について紛争全体を解決し仲裁手続を終了させる仲裁判断であると解釈し、よって(最終的な)仲裁判断のみに同条約を適用している⁸。

このように、ベトナムにおいては、外国を仲裁地とする仲裁における暫定措置命令は、執行可能な仲裁判断としての要件を満たしていないと扱われている。これと比較すると、ベトナムにおける国内仲裁判断に関する暫定措置は、対照的である。即ち、国内仲裁判断の暫定措置は、紛争の対象となる証拠を保護し、又は紛争の対象となる悪影響を防止するために一時的に適用されるものとなっている(かつ、宣告裁判所により取り消され、停止され、又は変更されることもある)。

3. この点については、商事仲裁法(LCA)及びLCAの解釈を示す決議第01/2014/NQ-HDTP(「決議01」)について検討が必要となる。LCAでは、(i)「外国仲裁」は、仲裁に関する外国法に基づいて実施され、ベトナム領域外または領域内の紛争を解決するために両当事者が選択し合意した仲裁であると定義され(3.11条)、また、(ii)国内仲裁と外国仲裁を区別することなく、裁判所が仲裁に関して一般的な権限を持つことが定められている(7.2条。その中でもdにおいて暫定措置が定められている)。また、LCAの別の部分では、「外国仲裁」に関して組織やベトナム国内での活動についてのみ定められている(73条なし79条)。一方、決議01では、「ベトナムにおける外国仲裁活動」に対する裁判所の権限の決定に関して、外国仲裁が紛争解決のために実施されベトナム裁判所に対して活動の支援の要請がある場合、ベトナム裁判所は、「LCA7.2条各項目に従い」外国仲裁人の活動に関し権限を有すると規定している。当該支援は、ベトナムの国内仲裁に提供されるものと類似しており、即ち、それは、暫定措置がベトナム裁判所の権限の範囲に含まれていることを意味している。

もっとも、ここでの論点は、決議01では「ベトナムにおける外国仲裁活動」という表現になっており、LCAにて使用されている「外

国仲裁」という表現ではないことである。当該不一致は、ベトナムの裁判所は外国仲裁機関がベトナムで活動する場合に限り管轄を有するという解釈か、ベトナムの裁判所は仲裁が外国法に基づいて実施される場合にも管轄を有するという解釈の 2 通りの解釈をもたらし、混乱を引き起こしている。もし後者のより広い解釈にしたがえば、ベトナムの管轄裁判所は、紛争が外国仲裁に付託された場合であっても、紛争当事者の要請に基づき暫定措置を許可することができることになる。

即ち、「外国仲裁」にもベトナム裁判所が管轄権を有するとの解釈を支持する後者の主張は、LCA 第 48.1 条が外国仲裁を除外することなく一般的に仲裁を規制し、また、決議 01 が「外国仲裁」に対する裁判所の管轄権を明確に定めていることから、当該外国仲裁がベトナムにおいて行われているか否かにかかわらず、裁判所が外国仲裁についても管轄権を有するという見解である。

反対する前者の主張は、法律の原則に依拠している。第一に、民事訴訟法が仲裁活動に対する裁判所の管轄権を規定し、また、LCA が裁判所の権限を行使する手続を追加的な権限なしに規定していることを考慮すると、裁判所の管轄権は、ベトナムでの仲裁のみに限定されるべきである。第二に、ベトナムの法的文書は、ベトナムが加盟している国際条約に別段の定めがある場合を除き、ベトナムの領域内においてのみ効力を有するものとするのを考慮する。民事訴訟法は、ベトナムの仲裁のみを規制し、LCA はベトナムにて実施されている外国仲裁のみを規制しており、他方で、外国仲裁に対する裁判所の権限を認める法律の明文の規定がない以上、ベトナムの裁判所の管轄権に外国仲裁を対象とする理由はないと考える。第三に、ベトナムの管轄裁判所が外国仲裁に管轄権を有する場合、ベトナムの裁判所と外国仲裁が仲裁地とする裁判所との間の管轄権の抵触に関して未解決の問題を惹起してしまい、不合理な帰結になることを考慮している。


なお、ベトナムの裁判所が、SIAC に申し立てられた仲裁案件について、仲裁廷が出した暫定措置命令の執行を認めた例もある⁹。これによると、外国仲裁により紛争が解決される場合でも、ベトナムの裁判所に暫定措置の承認を求めることは可能であるとも考えられる。しかし、ベトナムの管轄裁判所による暫定措置の執行の承認は、そもそも国内仲裁を支援するものでさえ、限定的であるように思われる。2019 年までの VIAC の総取扱件数を比較すると、管轄裁判所による暫定措置命令が認められた件数は、2.5%に満たない¹⁰。このような比率と法域の違いによる追加要因を考慮すると、外国仲裁暫定措置申請に対するベトナムの裁判所の介入の可能性は、極めて限られているのではないかと理解される。

4. 以上を踏まえると、契約において仲裁条項を作成する場合、当事者は、潜在的な紛争が暫定措置の適用を必要とする可能性があるかどうかを検討すべきである。このような状況の下では、上記に照らし、暫定措置の適用が極めて重要である紛争の解決については国内仲裁を選択する、という対応も選択肢になると考えられる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

¹ [SIAC の 2021 年の年間報告書](#)

² [VIAC の 2021 年の年間報告書](#)

³ 政令 63/2011/ND-CP 第 26 条(「政令 63」)

⁴ ベトナムは、1995 年 7 月 28 日にベトナム大統領が決定 453/QD-CTN を通じて批准した 1995 年以来、ニューヨーク条約の締約国である。

⁵ 紛争解決-国際商事仲裁、国連貿易開発会議(https://unctad.org/system/files/official-document/edmmisc232add42_en.pdf にて入手可能)https://unctad.org/system/files/official-document/edmmisc232add42_en.pdf

-
- 6 Martin J. Valasek and Jenna Anne de Jong, "[Enforceability of interim measures and emergency arbitrator decisions](#)", Norton Rose Fulbright, May 2018.
- 7 ニューヨーク条約第 3 条
- 8 民事訴訟法第 424.3 条
- 9 決定番号 544/2016/QD-ADBPCTT、2016 年 8 月 9 日付ハイフォン市人民裁判所
- 10 [VIAC の 2021 年の年間報告書](#)